

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 基本協定書(案)及び事業契約(案)に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	基本協定書(案)	4	7	3			事業契約の締結	「第1項の定めにかかわらず、…局は、事業契約を締結しないことができるものとする。」とあり、その該当事由として、同項の(3)も対象とされております。「…指名停止等措置要綱」の「別表」の「2項の契約履行上の事故」が該当とされており、我々民間企業は常日頃から指名停止処分を受けることの無いようコンプライアンス厳守に努めておりますが、まれに不可避な事故等により処分を受ける事象もあり、事業者にとって過大なリスクと認識しております。そのため同事象においての内容の変更もしくは、違約金額の減額を検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとし、内容の変更や違約金の減額は検討しません。
2	基本協定書(案)	6	10	3	(6)		秘密保持	本施設(消化ガス発電設備)の維持管理は、通常、維持管理・運業者で実施するものと理解します。本条項に規定される”第三者に委託する場合”とは、どのような状態が想定されますか。	維持管理・運營業務において、専門的な業務の一部を第三者に委託することなどを想定しています。
3	基本協定書(案)	6	12	1	(2)		協定の解除	「全ての優先交渉権者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたとき」とありますが、「優先交渉権者の…一部が参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなったとき」には、その「参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった」会社の契約上の地位を後継企業に承継させるということであり、この「全ての優先交渉権者の」は、「参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった優先交渉権者の」と解釈してよろしいでしょうか。	「全ての優先交渉権者の」を「参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった優先交渉権者の全部又は一部が」に訂正します。後日、再掲します。
4	基本契約書(案)	8	19				契約の解除	事業契約(基本契約を除く)のいずれかが局により解除された場合、基本契約は18条2項2号により終了し、局は19条1項4号に基づき、基本契約及び解除により終了した契約以外の他の事業契約を解除することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	基本契約書(案)	8	19	1	(2)		契約の解除	「全ての事業者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたとき」とありますが、「事業者の…一部が参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなったとき」には、その「参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった」会社の契約上の地位を後継企業に承継させるということであり、この「全ての事業者の」は、「参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった事業者の」と解釈してよろしいでしょうか。	「全ての事業者の」を「参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった事業者の全部又は一部が」に訂正します。後日、再掲します。
6	設計・建設契約書(案)	4	16				一般的損害	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。」とありますが、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分はどのようになりますか。	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分」には、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分も含まれます。
7	設計・建設契約書(案)	4	17	1			第三者に及ぼした損害	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。」とありますが、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分はどのようになりますか。	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分」には、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分も含まれます。
8	設計・建設契約書(案)	6	25				設計条件の変更	本条項の設計条件の変更に伴い生じた費用の増加は、同契約書39条の損害費用の負担で整理される理解です。	「設計・建設契約書(案)」第25条による設計条件の変更に伴い、同第26条により設計の変更が行われる場合は、その費用負担について同第26条第5項が適用されます。
9	設計・建設契約書(案)	6	25	1			設計条件の変更	「甲が必要と認める場合、～」の記載を、「乙からの申告により、甲が必要と認める場合」に修正いただけないでしょうか？事業提案書提出前の東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社との事前協議が不可となるため、近接工事に伴う協議により、事業提案時に予期することができず、設計変更が必要となった場合、乙より申告することを想定します。	原文のとおりとします。なお、「設計・建設契約書(案)」第25条第1項については、甲又は乙のいずれかの申告にかかわらず甲が必要と認める場合に適用されます。
10	設計・建設契約書(案)	6	26	1			設計の変更	「甲が必要と認める場合、～」の記載を、「乙からの申告により、甲が必要と認める場合」に修正いただけないでしょうか？事業提案書提出前の東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社との事前協議が不可となるため、近接工事に伴う協議により、事業提案時に予期することができず、設計変更が必要となった場合、乙より申告することを想定します。	原文のとおりとします。なお、「設計・建設契約書(案)」第26条第1項については、甲又は乙のいずれかの申告にかかわらず甲が必要と認める場合に適用されます。
11	設計・建設契約書(案)	12	44	1			履行遅滞の場合における違約金等	工事の完了の定義をご教示ください。総合試運転完了でしょうか、完成検査完了でしょうか。	「設計・建設契約書(案)」第56条の完成検査の合格をもって工事の完了となります。
12	設計・建設契約書(案)	13	46	6			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	同条2項とは異なり、「変動前残工事金額の100分の1を超える額」という記載がございませんが、変動額全額を請求することができるという理解でよろしいでしょうか。	変動額の一部を請求できます。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 基本協定書(案)及び事業契約(案)に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
13	設計・建設契約書(案)	21	75	1			契約の解除 甲の催告による 解除権	「甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて～（中略）～ 本契約を解除することができる」との記載があります。 相当の期間とは、局と事業者にて協議のうえ合意される理解で宜しいでしょうか。	履行の催告に至る事情等を勘案したうえで、局にて相当期間を設定します。
14	設計・建設契約書(案)	23	81				甲の損害賠償請求等	設計・建設事業者の独占禁止法違反や刑の確定(76条13号又は14号)により設計・建設契約が解除された場合、たとえば設計・建設契約81条2項1号と、基本契約7条4項(基本協定7条3項1号又は2号参照)に重複して該当するなど、事業契約の他の契約の規定との間で重複する可能性があるように思われます。違約金について、仮に基本契約第7条4項及び設計・建設契約の違約金の規定の両方に該当する場合は、基本契約1条6項により設計・建設契約の規定が適用され、重複適用はないという理解でよろしいでしょうか。	「基本協定書(案)」及び「事業契約書(案)」間において、違約金の重複適用はいたしません。
15	設計・建設契約書(案)	24	83				違約金の特別規定	設計・建設事業者が76条13号又は14号のいずれかに該当した場合、局が本施設の完成前に本契約を解除したときは契約金額の10分の5の違約金、局が解除しなかったとき又は本施設の完成後のときは契約金額の10分の3の違約金を支払うことになるという理解でよろしいでしょうか。	「設計・建設契約書(案)」第76条第13号又は第14号のいずれかに該当し、本施設の完成前に本契約が解除された場合又は履行拒否若しくは履行不能となった場合、同第81条第2項により契約金額の10分の1の違約金が発生します。 また、同第81条第2項の違約金とは別に、局が本契約を解除するか否かを問わず同第83条第1項により契約金額の10分の3の違約金が発生します。
16	設計・建設契約書(案)	24	83				違約金の特別規定	「本工事が完了した後も同様とする」とありますが、本違約金を負担するのは本契約が終了する令和9年3月31日まで、という理解で宜しいでしょうか。	設計・建設契約(案)上の契約不適合責任などの全債務が履行・消滅する日までとなります。
17	設計・建設契約書(案)	25	86	2			不可抗力	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。」とありますが、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分はどのようになりますか。	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分」には、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分も含まれます。
18	維持管理・運営契約書(案)						契約確定日	維持管理・運営契約の確定はいつ頃をお考えでしょうか。	維持管理・運営契約の契約確定は、令和9年4月1日の予定です。
19	維持管理・運営契約書(案)	2	3	1	(6)		用語の定義 「契約金額」	「以下の業務」とありますが、その記載がないので、明記をお願い致します。	「乙の以下の業務の対価」を「乙の本業務に係る対価」に訂正します。後日、再掲します。
20	維持管理・運営契約書(案)	2	3	1	(8)		用語の定義 「事業契約」	「維持管理・運営本契約」は「本契約」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「維持管理・運営本契約」を「本契約」に訂正します。後日、再掲します。
21	維持管理・運営契約書(案)	5	20				損害賠償	消化ガスの性状が要求水準書記載の実績を逸脱する場合に、これにより維持管理が合理的に増加した場合は、本条その他の条文に基づいて、局にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱したことによる維持管理費の増加については、具体的な事象に応じて局との協議によります。
22	維持管理・運営契約書(案)	5	21				一般的損害	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。」とありますが、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分はどのようになりますか。	「火災保険その他の保険等によりてん補された部分」には、受注者が任意にかけた保険によりてん補された部分も含まれます。
23	維持管理・運営契約書(案)	6	26	1			ユーティリティ	「本業務の遂行に必要な上水は、別紙1に基づき甲から有償で支給する。ただし消化ガス、電力及び三次処理水は甲から無償で支給する」とありますが、電力については要求水準書P38(5)ユーティリティに記載の通り、有償と考えてよろしいでしょうか。	電力は無償で支給します。「要求水準書」P38第3_1_(5)ユーティリティの記載を訂正します。後日、再掲します。
24	維持管理・運営契約書(案)	7	31	3			事業条件	消化ガス供給の障害又は消化ガス性状の異常を局より通知された場合、または事業者独自で把握した場合において、事業者は、自主的に設備保護、安全確保のための措置を講じることがあります。 それに伴い発電供給、温水供給に関する局の損失が生じた場合は、乙の責めに帰すことができない事由によるものとして、当該契約書の第35条の要求水準未達には該当せず、事業者は免責される理解です。	具体的な事象に応じて局との協議によります。
25	維持管理・運営契約書(案)	9	39				違約金の請求等	供給電力量が要求水準未達(提案値未達)である場合、乙は違約金を請求されますが、一方で上回る場合のインセンティブがございませんか。 当該インセンティブがない場合、事業年度中に電力供給達成の目途が立った時、発電設備の稼働率を上げることに事業者のメリットがありません。 設備稼働率の増加に伴う損耗等で、維持管理費が上昇するため、供給電力量を最大化する動機づけが必要と考えられます。	原文のとおりとし、要求水準(または提案値)を上回った場合のインセンティブは設けません。
26	維持管理・運営契約書(案)	9	39				違約金の請求等	消化ガスの性状が要求水準書記載(別紙5(2)に記載の各測定対象項目)の実績を逸脱する場合は、但書きに準じて、違約金規定の適用除外になると理解してよろしいでしょうか。	消化ガスの性状が「要求水準書」の別紙5(2)に示す実績から逸脱したことによる要求水準の未達への措置については、具体的な事象に応じて局との協議によります。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 基本協定書(案)及び事業契約(案)に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
27	維持管理・運営契約書(案)	9	42	2			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	協議期間が14日間は局、事業者の協議期間として充分期間が確保されていないと考えますので、30日間としてください。	原文のとおりとし、協議期間は変更いたしません。
28	維持管理・運営契約書(案)	9	42	2			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、局の定めを事業者に通知するとの記載があります。 この考えの場合、事業者リスクが評価できません。 本契約書(案)【別紙10】不可抗力による追加費用の負担割合と同様に、局・事業者で案分可能な内容に見直していただけますでしょうか。	原文のとおりとし、「維持管理・運営契約書(案)」の別紙4に基づき契約金額の変更可否及び変更後の対価を算定します。
29	維持管理・運営契約書(案)	10	43				契約の解除 甲の催告による解除権	「甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて～(中略)～本契約を解除することができる」との記載があります。 相当の期間とは局と事業者にて協議のうえ合意されとの理解で宜しいでしょうか。	履行の催告に至る事情等を勘案したうえで、局にて相当期間を設定します。
30	維持管理・運営契約書(案)	11	45				協議解除	本条項は、甲乙で協議した上で双方の合意により解除する意味(合意解除)と理解し、協議を経て一方が解除するという趣旨ではないと理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	維持管理・運営契約書(案)	11	47	1			違約金の特別規定	「ただし、第43条第14号のうち、…」とありますが、これは第44条第14号と考えてよろしいでしょうか。 また、同項の「…刑が確定した場合は、この限りではない。」とは、違約金の支払いが免除されるということでしょうか。	ただし書きに関してはご理解のとおりです。 なお、刑法第198条の規定による刑が確定した場合については、違約金の支払が免除されるわけではなく、「契約金額の10分の3に相当する額」に限らないこととなります。
32	維持管理・運営契約書(案)	11	47	1			違約金の特別規定	第44条第12号は「重大な法令違反」ですが、これを理由に契約金額の30%という違約金を負わせる例は他の事業では見られず負担が大きすぎる上、何をもって「重大な法令違反」と判断するかが不明で曖昧であるため、本条項からは「第44条第12号」は削除していただけないでしょうか。または、削除されない場合は、「重大な法令違反」の内容を限定列挙していただけないでしょうか。	「重大な法令違反」に該当するか否かは、事案の性質により局が判断します。
33	維持管理・運営契約書(案)	11	49				予算の減額等による契約変更等	「甲は、維持管理・運営期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。」との記載があります。 歳出予算の減額、削減とも乙の帰責によらないため、事前の協議の対象とさせていただきます。	原文のとおりとします。
34	維持管理・運営契約書(案)	11	49				予算の減額等による契約変更等	本条項に規定されるような事情により第46条1項に該当した場合は、乙が第46条1項、2項に基づき本契約を解除して甲に損害賠償できる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	維持管理・運営契約書(案)	12	53	1			不可抗力	(本施設の所有権は甲に移転しているにもかかわらず、)不可抗力により、乙や第三者に、増加費用や損害が生じた場合は、100分の1までは乙が負担する理解でよろしいでしょうか。	原則、協議により負担割合を決定いたしますが、協議が整わない場合については「維持管理・運営契約書(案)」の別紙10に規定する負担割合となります。
36	維持管理・運営契約書(案)	12	53	2			不可抗力	不可抗力として災害などにより設備が大きく損壊した場合、事業者がこれを復旧するために算定し、局と協議する期間を最長60日間とすることは期間として短い場合が想定されます。 そのため、協議期間は原則、不可抗力事象の発生時に局と事業者が協議し合意した期間としてください。	原文のとおりとし、協議期間は変更いたしません。
37	維持管理・運営契約書(案)	12	53	4			不可抗力	局が過分の追加費用を認めるとした場合の契約終了については、事前に局と事業者で協議ができるものとしてください。	原文のとおりとします。
38	維持管理・運営契約書(案)	13	56	1			著作権	「局及び事業者の著作権を有する当該著作物を利用するにあたり相手方に無償で許諾を与える」との記載があります。 局、事業者の協議・合意のうえで許諾を判断するよう見直してください。	原文のとおりとします。
39	維持管理・運営契約書(案)	別紙5	2				買電単価	過去5年間の買電単価(=当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での電気料金(円)/当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での電気使用量(kWh))をご提示をお願いします。	電気事業者から購入した過去5年間の買電単価は13.4円/kWh～23.4円/kWhです。 なお、令和5年4月に電気料金が改定されています。
40	維持管理・運営契約書(案)	別紙6	2				温室効果ガス市場取引価格	「主な国内温室効果ガス市場取引価格の平均値」の特定をお願いいたします。	J-クレジット制度や東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度等を基に国内温室効果ガス市場取引価格を把握してください。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 基本協定書(案)及び事業契約(案)に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
41	維持管理・運営 契約書(案)	別紙6	2				温室効果ガス市場取引価格	「温室効果ガス排出量削減効果未達時の違約金」は、「温室効果ガスの市場取引価格(事業年度平均)」を基準としますが、当該価格の予定引用先をご教示ください。引用先によって、価格データにばらつきが発生する可能性があります。 例えば、東京都環境局HPに公開されている排出量取引に関する資料を参考とすればよろしいでしょうか。	J-クレジット制度や東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度等を基に国内温室効果ガス市場取引価格を把握してください。